

(案)

遊びに本気宣言！

～ 鶴岡市こどもの遊び場整備方針 ～

鶴 岡 市

令和 7 年 月

目次

I. 策定の目的	2
II. 遊び場整備の方針	2
<< 基本的な考え方 >>	2
1. こどもの創造性や主体性を向上させる遊びの環境の整備	2
2. こどもにとっても大人にとっても魅力的で多様な遊び場の整備	3
3. 鶴岡の地域資源を活かした遊び場の整備	3
<< 対象となる施設と整備の方向性 >>	4
1. 屋内の遊び場	4
2. 屋外の遊び場	5
III. 遊びを推進する取組み	6
1. 遊びの価値を伝える人材の育成	6
2. 遊びや遊び場を支える地域づくりの推進	6
3. 遊び場の整備の進め方	6

I. 策定の目的

こどもの遊び場は、以前は、児童館や公園だけでなく、家の前や公民館、神社の境内、空き地、自然の中など、生活の身近な空間の中にありました。現在は、都市化の進展や少子化、核家族化などにより、こどもの遊びを取り巻く環境は大きく変わっています。

本市には、恵まれた自然の中での遊び環境のほか、屋内・屋外に児童館や公園などの遊び場がありますが、一方で、子育て世代からは、天候を気にせず遊べる大型の屋内遊戯施設や公園遊具の整備、こどもから高齢者まで多世代が交流できる場の充実を求める声が多くあります。

また、東北一広い面積のある本市においては、市街地だけでなく、身近なところに気軽に遊びに行ける遊び場の整備を求める声もあります。

こうしたことを受け、市全体でこどもの成長に必要な遊び場を整備し、こども・若者・子育て世代に選ばれるまちづくりを進めるため、遊び場の整備方針を定めます。

II. 遊び場整備の方針

こどもは、遊びを通して自らの限界に挑戦し、身体的にも精神的にも成長するものであり、また、集団の遊びの中で自分の役割を確認するなど、遊びを通して、自らの創造性や主体性を向上させていくものと考えられます。

全てのこどもの成長に欠かせない遊びを提供する遊び場を、こどもの生活に身近な場所に整えるため、以下の3つの基本的な考え方に基づいて遊び場を整備します。

《 基本的な考え方 》

1. こどもの創造性や主体性を向上させる遊びの環境の整備

①こども自らの考えで挑戦し、夢中になれる遊び場を整備する。

こどもにとって興味や関心がある遊びは、年齢や心身の成長度合いなどにより異なります。こどもが常に挑戦し、達成感や自信を得られるような空間や仕掛け作りを進めます。

②遊びの安全性を考慮し、リスクを適切に管理し、ハザードを除去する。

遊びを通じた挑戦には危険も伴います。こどもが判断できる危険性である「リスク」と、重大な事故につながる危険性やこどもが判断不可能な危険性である「ハザード」の違いを理解し、適切なリスク管理とハザードの除去に努めます。

③こどもの興味や関心を引き出し、こどもが主役の遊び場をつくることのできる人材を育成する。

遊び場にこどもの目線に近い立場に関わる大人がいることで、こどもの小さな変化にも気づいて対応することができ、また、火を使うなどこどもだけではできない遊びや、地面の形を変えたり、道具を自ら作ったりといった遊びができるようになること

で、こどもの遊び心が刺激され、遊びの幅が広がります。

④年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しく遊べる環境づくりを推進する。

異年齢のこどもと一緒に遊ぶことで、こどもは多くの刺激を受け、思いやりや我慢することなどを学びます。また、障害のあるこどもが遊べる環境は少ないことから、障害の有無にかかわらず一緒に遊べるインクルーシブな遊び場の提供や、遊びの工夫や指導など療育的な対応をすることで、全てのこどもが喜んで遊べる環境を作ります。

2. こどもにとっても大人にとっても魅力的で多様な遊び場の整備

①施設の特徴や自然などの立地環境を活かして整備する。

こどもは自然体験を通して多くのことを身につけます。また、文化や歴史にふれることで、地域への愛着が生まれたり、心の豊かさにつながっていきます。自然や歴史、文化などの環境に恵まれた本市の特性を生かして、魅力ある遊び場を整備します。

②行政、地域、民間団体・企業が連携し、まち全体で遊び場を支える。

本市では、行政以外にも町内会や子供会、民間団体や企業がこどもの体験活動や遊びの提供を行っており、こうした団体のノウハウや資源を活用し、まち全体で遊び場を支えることで、こどもの体験や遊びの幅を広げます。

③遊びや遊び場の情報を伝える仕組みづくりを進める。

SNSの発展などにより情報が得やすくなっている一方で、情報が多すぎるあまり、本当に知りたいことを知ることが難しいという側面もあります。こどもの年齢や興味・関心に応じて知りたい情報をわかりやすく提供できる仕組みを作ります。

3. 鶴岡の地域資源を活かした遊び場の整備

①屋内外の既存施設や自然環境を有効に活用する。

本市には、児童館や子育て支援センター、公園など屋内外に公設・民設の遊び場があります。また、山や海、川、里など自然環境にも恵まれており、こうした既存の施設や環境を有効に活用して、多様で魅力的な遊び環境を整えます。

②こども、大人、地域の人が協力し遊び場づくりに参加できる環境を整える。

地域のニーズや時代の変化に合わせて、利用者であるこどもや地域の人々とともに遊び場を作っていくことで、遊び場はこどもにとっても大人にとっても居心地のいい空間に育っていきます。遊び場が地域に根付いた場となるよう、こどもや地域住民の意見を取り入れ、また、一緒に作り、育てていく環境を整えます。

≪ 対象となる施設と整備の方向性 ≫

1. 屋内の遊び場

天候に左右されず、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、安全で親子が気軽に遊ぶことのできる施設の整備を進めます。また、施設の大きさにより、対象となる年齢で遊び方に差が生じるため、施設の規模や目的に応じた特色ある遊び場を整えます。

さらに、地域や民間団体等との連携や、こどもの遊びを見守り、遊びを教えるプレーリーダーを配置するなど、様々な関わりの中でこどもの遊びを支える仕組みづくりを進めます。

〔施設形態ごとの整備の方向性〕

形態		対象となりうる既存施設(資源)	整備等の方向性
屋内	大規模	キッズドームソライ	・ 市民利用料の軽減 ・ インクルーシブの推進 ・ 中学生・高校生の利用促進による居場所づくり
		学校体育館・スポーツ施設	・ 遊び場としての無料開放 ・ 遊びを伝えるイベントの実施
		閉校した校舎等の未利用施設	・ 地域、民間団体・企業、行政が連携した整備
	中規模	中央児童館	・ 屋外と合わせ、こどもが自ら遊びを作り出せるプレーパークの整備 ・ プレーリーダーの配置 ・ インクルーシブの推進
		児童館(南部、西部、陽光、大山、藤島)	・ 遊びを伝えるイベントの実施
		こがたランド	・ 地域と行政が連携した機能の拡充
		閉校した校舎等の未利用施設	・ 地域、民間団体・企業、行政が連携した整備
	小規模	地域子育て支援拠点(子育て支援センター、まんまルーム、なかよし広場)	・ 未就学児の親子を主とした遊びと子育て支援の提供
		コミュニティセンター、公民館	・ 地域と行政が連携し、多世代が交流できる遊び場の展開
		未利用施設	・ 地域、民間団体・企業、行政が連携した整備

2. 屋外の遊び場

町や学区を越えて多くの親子が利用する場には、大型の遊具を重点的に設置し機能の充実を図るとともに、小規模な身近な遊び場では、遊具の機能維持や長寿命化を図ることとで、屋外で安全に遊べる場を整備します。また、保育園や小学校等の近隣など利用者の多い公園を優先して遊具の整備を進めます。

屋外の遊び場においても、屋内と同様、地域や民間団体との連携やプレーリーダーの配置など様々な関わりの中でこどもの遊びを支える仕組みづくりを進めていきます。

〔施設形態ごとの整備の方向性〕

形態		対象となりうる既存施設(資源)	整備等の方向性
屋外	大・中規模	鶴岡公園、大山公園、湯田川公園、藤島歴史公園、蝦夷館公園、くわだいさくら広場、温海公園	・ 自然や文化とふれあう憩いの場 ・ 多世代が交流できる機会や機能の提供 ・ 遊びを伝えるイベントの実施 ・ 設備のバリアフリー化
		小真木原公園、赤川河川緑地、櫛引総合運動公園	・ スポーツ広場や芋煮会・BBQ 等ができるレクリエーション機能の充実 ・ インクルーシブ遊具の設置 ・ 設備のバリアフリー化
		西部公園、南部公園、東公園	・ 多様な遊具設置による遊び環境の整備 ・ インクルーシブ遊具の設置 ・ 設備のバリアフリー化
		中央児童館屋外遊び場	・ 屋外と合わせたプレーパークの整備 ・ プレーリーダーの配置 ・ インクルーシブの推進
		自然環境	・ 地域や民間団体・企業と連携した遊び場としての展開 ・ 遊びを伝えるイベントの実施
		閉校した学校グラウンド等の未利用施設	・ 遊び場としての開放 ・ 遊びを伝えるイベントの実施
	小規模	街区公園	・ 学校や保育所等の近隣など、こどもが多く集まる場所を優先した遊具の配置 ・ ひとつひとつに特徴(コンセプト)を持たせ、地域やまち全体でデザインした整備
		農村公園	
		緑地	

Ⅲ. 遊びを推進する取組み

1. 遊びの価値を伝える人材の育成

①プレーリーダーの養成

プレーリーダーは、こどもが自ら遊び育つ環境づくりの知識と技能を備え、多様な参画ができる、こどもを中心とした遊び場を作る人であり、こどもが生き生きと遊ぶことができる環境には欠かせない存在です。こどもの遊び場を担う大人の人材として、プレーリーダーの養成を進めます。

②多世代交流の機会創出

かつて、こどもは地域の人々に見守られながら遊ぶ中で、世代を超えた交流をし、社会性を身につけてきました。親や学校の先生以外の身近な大人は、こどもの成長にとって重要な存在ですが、核家族化が進み、地域コミュニティが希薄化している現代では、世代間の交流は難しくなっていることから、多世代が交流し、地域の人々の経験や知識を遊び場で生かせるような機会を作ります。

2. 遊びや遊び場を支える地域づくりの推進

①こどもや若者、子育て世代、地域の人々の遊び場づくりへの参画の促進

楽しく、魅力があり、居心地のいい遊び場を作るためには、利用するこどもや地域住民の参加が欠かせません。遊び場の整備にあたっては、利用者の声を聞きながら進めるとともに、こどもや地域住民が遊び場づくりに参加できる仕組みを作ります。

②地域、民間団体・企業、行政の連携促進

町内会や子供会など地域の団体は、身近な場でのこどもの遊びを支える役割となります。また、民間団体や企業は、行政にはない自由な発想でこどもに遊びを提供することができます。遊ぶ場所に限らず様々な活動を含め、こどもが多様な体験ができるよう、地域や民間団体・企業と行政の連携を進めていきます。

③遊びや遊び場の情報発信の推進

こどもの年齢や興味・関心に応じて、必要となる遊びや遊び場の情報が、必要な人にきちんと届くよう、SNSや紙媒体などを活用した情報発信を進めるとともに、遊び場に関する情報収集にも努めます。

3. 遊び場の整備の進め方

屋内・屋外の遊び場の整備にあたっては、鶴岡市こどもの遊び場に関する協議会に諮り、意見を伺うとともに、こどもや子育て世代、地域住民など利用者や地域の声を聞きながら整備を進めていきます。

また、市の部局全体で、こどもの遊び場や居場所を作ることを意識しながら、施設整備や施策に取り組みます。